

上 広 第 4 7 号

令和5年5月22日

上尾市議会議長 星 野 良 行 様

上尾市長 畠 山 稔



請願の送付及び処理の経過並びに結果報告請求について（報告）

令和5年3月23日付け上議第1154号で請求のありました標記の事項について、下記のとおり回答します。

記

件 名 請願第22号 市内教育機関等においてマスク着脱を強制しないことおよび黙食指導の見直しを求める請願書

報告事項

小中学校におけるマスク着脱については、令和5年3月17日付け県通知「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」及び3月23日付け県通知「学年末・春季休業期間及び新学期における新型コロナウイルス等感染症対策について」を受け、従来の『メリハリあるマスクの着脱』から『マスクの着用を求めないことを基本とする』と変更になったことを各校及び保護者に周知いたしました。また、学校配信メールシステムを活用し、各家庭に県教育委員会作成のリーフレット「学校生活もマスク不要が基本となりました」の内容について共有を図ったところでございます。

各保育施設に対しては、3月30日に施設長宛に「保育所でのマスク着用の見直しについて」を発出し、2歳未満児のマスク着用は奨めないこと、2歳以上児についてもマスクの着用は求めないことを、また、保育所等における保育士等の職員や保護者に対しては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする旨を周知しております。

市立公民館、図書館及び児童館では、3月13日から、マスク着用の規制を原則廃止し、個人の主体的な選択を尊重して利用者各自の判断に委ねることを、施設内の掲示物でお知らせする他、市ホームページに案内を掲載し周知を図っております。

給食等の食事をする場面においても、同上の3月23日付け県通知を受け、「食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること」「その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと」を各校に周知しました。

